

国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第1次調査結果の概要

調査の結果、これまでに明らかになっている事例を含め、以下の法令等に定める手続に反する事例が明らかとなった。(同一の事務所が複数の項目に該当している場合がある)

		事務局名(該当事務所数／管轄事務所数)	事務手続上の問題点	適正な手続を確保するための速やかな措置
(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの	①本人に免除等承認の通知をしたもの	東京(2/30)、岐阜(1/6)、静岡(5/9)、三重(5/5)、京都(5/6)、大阪(13/21)、奈良(1/3)、長崎(2/4)	明らかに法令の規定に反する行為であり、無効	<ul style="list-style-type: none"> ・取消処理 ・早急に、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪 ・改めて免除等の申請書を提出していただくようお願い
	②本人に免除等承認の通知をしていないもの	秋田(1/4)、埼玉(4/7)、静岡(1/9)、大阪(3/21)、奈良(1/3)		<ul style="list-style-type: none"> ・取消処理 ・本人に対して個別に経緯の説明と謝罪
(2)電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの	①申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの	青森(2/4)、茨城(5/5)、埼玉(2/7)、新潟(1/8)、長野(2/7)、静岡(1/9)、愛知(8/16)、岐阜(1/6)、京都(2/6)、滋賀(2/3)、大阪(15/21)、奈良(1/3)、愛媛(4/5)、高知(4/4)、佐賀(1/3)	<u>法令等に定める手続</u> (国民年金法施行規則により申請書の提出が定められ、課長通知により署名又は記名押印が必要とされている。)に反する <u>免除等の承認を取り消す必要がある</u>	改めて申請書を提出していただき、本人の意思に沿った手続を進める ※本人から改めて申請書を提出していただく場合には、できる限り本人の負担にならないよう、社会保険事務所の職員が自宅を訪問したり、ターンアラウンド方式等により実施する。
	②①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの	群馬(1/5)、茨城(5/5)、埼玉(3/7)、新潟(2/8)、愛知(6/16)、岐阜(2/6)、静岡(1/9)、滋賀(3/3)、京都(2/6)、大阪(1/21)、兵庫(4/10)、愛媛(4/5)、高知(4/4)、熊本(4/5)、沖縄(2/6)	<u>直ちに免除等の承認を取り消すということにはならない</u> (i)基礎年金番号等による本人確認、 (ii)申請意思の確認、 (iii)申請書の代筆に係る同意、 が電話等によって行われ、その旨の事蹟が残されているなど、本人の意思確認に係る手續が明確	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の申請意思を再確認するためにも、改めて申請書を提出していただく ・直ちに免除等の承認を取り消すことはしない。 ※同上
	③事後に本人からの申請書を全て受領したもの (注)①や②に該当する場合でも③に該当すれば、③のみに計上	千葉(3/6)、福島(1/6)、鹿児島(1/6)、沖縄(2/6)	事後に本人からの申請書を受領したとしても、法令等に定める手続に反することに変わりはない。	・免除等の承認を取り消し、改めて申請書を提出していただく必要はない
(3)全ての事務所が適正な事務処理を行った事務局		北海道、岩手、宮城、山形、栃木、神奈川、富山、石川、福井、山梨、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、福岡、大分、宮崎		